

# 山梨県公報

第七百四十五号

平成十九年

三月十九日

月 曜 日

## 目次

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………	一七五
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	一八三
建設業の許可の取消し(二件)……………	一八三
建設業法に基づく監督処分……………	一八四
基本測量の実施……………	一八四
公安委員会……………	一八四
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	一八四

## 告示

### 山梨県告示第八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
市川三郷町	湯ノ岡・湯ノ岡・道場	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり(図面省略)

天神林	急傾斜地の崩壊
前畑・谷津	急傾斜地の崩壊
平林・平林の2・平林	急傾斜地の崩壊
池尻	急傾斜地の崩壊
池尻の2 1	急傾斜地の崩壊
池尻の2 2	急傾斜地の崩壊
宮ノ西 1	急傾斜地の崩壊
宮ノ西 2	急傾斜地の崩壊
青木	急傾斜地の崩壊
平畑 1	急傾斜地の崩壊
平畑 2	急傾斜地の崩壊
山ノ神	急傾斜地の崩壊
蔵地場 1	急傾斜地の崩壊
蔵地場 2	急傾斜地の崩壊
蔵地場 3	急傾斜地の崩壊
近萩	急傾斜地の崩壊
家ノ上	急傾斜地の崩壊
居屋敷	急傾斜地の崩壊

新川 3	新川 2	新川 1	波柳沢	道場沢	八ツ沢 2	八ツ沢 1	北ノ前	細田の3	細田の2	細田の1	地藏ノ上	大明地	清水	日影	中河原	家ノ下	堀切	宮ノ下
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊											

狭間田 1	岩間沢	塩の沢川	狭間田川 3	狭間田川 2	狭間田川 1	堤入川	加入道川 2	加入道川 1	薬袋田沢 4	薬袋田沢 3	薬袋田沢 2	薬袋田沢 1	帯那沢	蔵地場沢 2	蔵地場沢 1	清水沢	新川 5	新川 4
地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

岩間 1 1	岩間 1 0	岩間 9	岩間 8	岩間 7	岩間 6	岩間 5	岩間 4	岩間 3	岩間 2	岩間 1	狭間田 9	狭間田 8	狭間田 7	狭間田 6	狭間田 5	狭間田 4	狭間田 3	狭間田 2
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名																		
土砂災害特別警戒区域の名称	細田 2	細田 1	加入道 1 4	加入道 1 3	加入道 1 2	加入道 1 1	加入道 1 0	加入道 9	加入道 8	加入道 7	加入道 6	加入道 5	加入道 4	加入道 3	加入道 2	加入道 1	加入道 1	
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ																		

市川三郷町														湯ノ岡・湯ノ岡・道場		急傾斜地の崩壊		次の図のとおり (図面省略) れる衝撃に関する事項
近萩	蔵地場 3	蔵地場 2	蔵地場 1	山ノ神	平畑 2	平畑 1	青木	宮ノ西 2	宮ノ西 1	池尻の2 2	池尻の2 1	池尻	平林 平林・平林の2・平林	前畑・谷津	天神林	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊														

新川 1	波柳沢	道場沢	八ツ沢 2	八ツ沢 1	北ノ前	細田の3	細田の2	細田の1	地藏ノ上	大明地	清水	日影	中河原	家ノ下	堀切	宮ノ下	居屋敷	家ノ上
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊													

新川 2	新川 3	新川 4	新川 5	清水沢	蔵地場沢 1	蔵地場沢 2	薬袋田沢 2	薬袋田沢 3	加入道川 1	加入道川 2	堤入川	狭間田川 1	狭間田川 2	岩間沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月十九日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	鵜沢町
土砂災害警戒区域の名称	大法師 1 大法師 2 大法師の 1 大法師の 2 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 大法師の 3 入町西 風早 1 風早 2 天戸坂 1 天戸坂 2 天戸坂 3
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域の表示	次の図のとおり （図面省略）

畔沢 の 2	畔沢	高羽根	宮の沢	屋の下の2 3	屋の下の2 2	屋の下の2 1	屋の下 2	屋の下 1	梅久保	長知沢 4	長知沢 3	長知沢 2	長知沢 1	鬼島の2 3	鬼島の2 2	鬼島の2 1	鬼島	林際
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

荒沢	白子沢	赤石切沢川	直道沢	桂沢	白子沢	鳥屋	両久保	梅久保 の2 3	梅久保 の2 2	梅久保 の2 1	梅久保 2	梅久保 1	鬼島 3	鬼島 2	鬼島 1	下平	二軒屋 の2 2	二軒屋 の2 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

柳川の1 1	国見沢	大法師沢	上山沢川	南川	湯沢川	柿の木沢	国見沢	氏神沢	中ノ沢	観音沢 2	観音沢 1	深堀沢	新居山沢川	白沢	鳥屋沢	東沢	宿戸沢	タナン沢
地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

鵜沢町										市町村名									
大法師の3 6	大法師の3 5	大法師の3 4	大法師の3 3	大法師の3 2	大法師の3 1	大法師の2	大法師 2	大法師 1	大法師 1	土砂災害特別警戒区域の名称	柳川の1 2	柳川の1 3	柳川の1 4	柳川の2	鳥屋 1	鳥屋 2	柳川の1 2	柳川の1 3	柳川の1 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り
次の図のとおり (図面省略)										土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項									

屋の下の2 1	屋の下 2	屋の下 1	梅久保	長知沢 4	長知沢 3	長知沢 2	長知沢 1	鬼島の2 3	鬼島の2 2	鬼島の2 1	鬼島	林際	天戸坂 3	天戸坂 2	天戸坂 1	風早 2	風早 1	入町西
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

白子沢	鳥屋	両久保	梅久保 の2 2	梅久保 の2 1	梅久保 2	梅久保 1	鬼島 3	鬼島 2	鬼島 1	下平	二軒屋 の2 2	二軒屋 の2 1	畔沢 の2	畔沢	高羽根	宮の沢	屋の下の2 3	屋の下の2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

直道沢	白石沢	荒沢	タナン沢	東沢	鳥屋沢	白沢	新居山沢川	深掘沢	観音沢 1	観音沢 2	氏神沢	国見沢	柿の木沢	湯沢川	上山沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

# 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成十九年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人国際交流センター大洋

2 代表者の氏名 長田朋子

3 主たる事務所の所在地 中央市山之神千百二十二番地オギノリパーシティブ

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県内の外国人、日本人すべての市民に対し、各国の言語、文化、スポーツ等に関する紹介及び各種教室の開催、在日外国人の為の生活指導、協力、支援、交流などの国際協力を通して、相互の理解と親善を深める事業を行うことにより、豊かな地域社会づくりと国際協力の活動に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年三月七日から同年五月六日まで

● 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成十九年三月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 田口工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町二千三百六十二番地

3 代表者の氏名 田口和人

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第五二二号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 被処分者が平成十七年四月十五日午後二時甲府地方裁判所の破産手続開始決定を受けた。

● 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 産業運輸株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下高砂五番地
  - 3 代表者の氏名 手塚俊郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第七九八七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 被処分者が平成十八年二月二十八日臨時株主総会の決議により解散した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成十九年三月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社梶美工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千五百六十二番地
  - 3 代表者の氏名 梶原立美
- 三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
  - 2 期間 平成十九年三月二十二日から二十四日までの三日間
- 四 処分の原因となった事実 被処分者は建設業の許可が失効していたにもかかわらず軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負った。

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十九年

三月五日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（機動観測）
- 二 作業期間 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 作業地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十九年三月十九日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

別表第一中

一八一	中巨摩郡竜王町西八幡二二七九番地先（主要地方道新甲府櫛形線と町道の交わる十字路交差点）	下八幡公会堂前	五九・四・二二 告示 第一九号
一八二	中巨摩郡竜王町西八幡二二三八五番地の一先（主要地方道旧甲府櫛形線と町道の交わる十字路交差点）	下八幡二区五幡中学校通学路	五九・四・二二 告示 第一九号

を

一八一	甲斐市西八幡三、五九九番地先（県道甲斐中央線と県道甲府南アルプス線（通称廃軌道）との	玉幡西	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-----	--------------------------------------------	-----	-----------------------

一八二	甲斐市西八幡三、五四四番地先 (県道甲斐中央線と県道甲府南アルプス線(通称バス通り)との 十字路交差点)	下八幡	平成一九年三月一九日 告示第二七号
-----	------------------------------------------------------------	-----	----------------------

五五	南巨摩郡増穂町大柵六七〇番地 先(国道五二号と中部横断自動 車道との丁字路交差点)	増穂IC入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	-------------------------------------------------	--------	---------------------

五五	南巨摩郡増穂町大柵六七〇番地 先(国道五二号と中部横断自動 車道との丁字路交差点)	増穂IC入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	-------------------------------------------------	--------	---------------------

五六	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地一先 (国道五二号(甲西道路)と町 道との丁字路交差点)	鵜沢病院入口	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	------------------------------------------------	--------	----------------------

五七	南巨摩郡鵜沢町一、〇八七番地 一先(国道五二号(甲西道路) と町道との十字路交差点)	鵜沢中学校東	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	--------------------------------------------------	--------	----------------------

五八	南巨摩郡鵜沢町一、四六六番地 先(国道五二号(甲西道路)と 県道市川三郷鵜沢線との十字路 交差点)	富士橋西詰	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	------------------------------------------------------------	-------	----------------------

三〇	大月市大月二丁目一〇番一、二号 先(国道一三九号と国道二〇号 (大月バイパス)との丁字路交 点)	都留高校南	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	-----------------------------------------------------------	-------	------------------------

差点)	
-----	--

三〇	大月市大月二丁目一〇番一、二号 先(国道一三九号と国道二〇号 (大月バイパス)との丁字路交 差点)	都留高校南	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
----	------------------------------------------------------------	-------	------------------------

三二	大月市駒橋二丁目五番一、二号先 (国道二〇号(大月バイパス) と国道二〇号(旧道)との丁字 路交差点)	駒橋	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	--------------------------------------------------------------	----	----------------------

に改める。  
別表第三中

六八九	北杜市長坂町塚川二 、八一九番地先(オ オムラサキセンター 駐車場)から北杜市 長坂町渋沢一、〇〇 七番地一九先(北杜 高校南東角交差点) まで(四五〇メー ル)	大型自 動車、 大型特 殊自動 車(路 線バス 、学校 関係車 両を除 く。)	七時か ら一九 時まで	長坂 日 平成一九年二月五 日 告示第九号
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------	-----------------------------------

六八九	北杜市長坂町塚川二 、八一九番地先(オ オムラサキセンター 駐車場)から北杜市 長坂町渋沢一、〇〇 七番地一九先(北杜 高校南東角交差点)	大型自 動車、 大型特 殊自動 車(路 線バス 、学校 関係車 両を除 く。)	七時か ら一九 時まで	長坂 日 平成一九年二月五 日 告示第九号
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------	-------------------	-----------------------------------

六九〇	市道法能宮原線	都留市法能四〇四番地一四先(住吉町自治会館)から都留市法能一、一一七番地先(カタク商事)まで(一、六〇〇メートル)	大型自動車、動車、大型特種自動車	土曜・日曜・祭日を除く七時から九時まで	都留	平成一九年三月九日 告示第二十七号
-----	---------	-----------------------------------------------------------	------------------	---------------------	----	----------------------

に改める。  
別表第四中

五一五	県道甲府市川三郷線(一都)(田富)西通り線	中央市白井阿原三、五六一番地先から中央市白井阿原三、五六三番地先まで(一八九メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	南甲府	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-----	-----------------------	---------------------------------------------	----	---------------------	-----	------------------------

を

五一六	国道五二号	南巨摩郡鵜沢町三、三三四番地の二先(国道五二号甲西道路との分岐部)から南巨摩郡鵜	車両	車両進行 南から北 へ終日	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-----	-------	------------------------------------------	----	---------------------	----	-----------------------

五一〇	国道一四〇号(西関東連絡道路・オフランブ)	笛吹市春日居町下岩下三六番地先(下り下岩下オフランブ起点部)から笛吹市春日居町下岩下二九六番地先(下り下岩下オフランブ終点部)まで(二四〇メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五一九	国道一四〇号(西関東連絡道路・オノンラ	笛吹市春日居町下岩下二九九番地先(上り下岩下オノンラ左折導流部)(一〇メートル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五一八	国道一四〇号(西関東連絡道路・オノンラ	笛吹市春日居町下岩下二九九番地先(上り下岩下オノンラ起点部)から笛吹市春日居町下岩下無番地先(上り下岩下オノンラ終点部)まで(二〇〇メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五一七	国道五二号	南巨摩郡鵜沢町三、三七三番地の七先(国道五二号旧道二車線部)まで(一一〇メートル)	車両	車両進行 旧道から 甲西道路 へ終日	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

五二二	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	笛吹市春日居町上岩下 三五三番地先(上り上 岩下オフランブ起点部 )から笛吹市春日居町 上岩下三〇六番地先(上 り上岩下オフランブ 終点部)まで(一四〇 メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下 部	平成一九年三 月一九日 告示第二七号
五二三	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	笛吹市春日居町上岩下 三〇三番地二先(下り 上岩下オフランブ起点 部)から笛吹市春日居 町上岩下二九二番地先 (下り上岩下オフラン ブ終点部)まで(二一 七メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下 部	平成一九年三 月一九日 告示第二七号
五二四	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	笛吹市春日居町上岩下 二二三番地一先(下り 上岩下オフランブ起点 部)から笛吹市春日居 町上岩下一九三番地先 (下り上岩下オフラン ブ終点部)まで(二四 五メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下 部	平成一九年三 月一九日 告示第二七号
五二五	国道一	山梨市万力二九五番地	車両	車両進行	日下	平成一九年三

に改める。  
別表第六中

四九八	県道甲 府市川 三郷線 (昭和 バイパ ス)	中央市臼井阿原一、 五七七番地七先(田 富西ランブ交差点南 側)	北進す る車両	終日	南甲府	平成一八年一〇 月二六日 告示第一〇七号
四九九	国道一 四〇号 (西関 ス)	笛吹市春日居町下岩 下無番地先(上り下 岩下オフランブ終点 部)	東進す る車両	終日	日下部	平成一九年三月 一九日 告示第二七号
五二六	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	山梨市万力二三一番地 三先(下り万力オフラ ンブ起点部)から山梨 市万力一五三番地一先 (下り万力オフランブ 終点部)まで(二三九 メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下 部	平成一九年三 月一九日 告示第二七号
四九八	県道甲 府市川 三郷線 (昭和 バイパ ス)	中央市臼井阿原一、 五七七番地七先(田 富西ランブ交差点南 側)	北進す る車両	終日	南甲府	平成一八年一〇 月二六日 告示第一〇七号

五〇〇	国道一四〇号(西関東連絡道路・オンランプ)	笛吹市春日居町上岩下二九二番地先(下り上岩下オンランプ終点部)	西進する車両	終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五〇一	国道一四〇号(西関東連絡道路・オンランプ)	笛吹市春日居町上岩下二九二番地先(上り上岩下オンランプ終点部)	東進する車両	終日	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

に改める。

別表第十中

二、三九三	国道二〇号	中巨摩郡昭和町西条三、六〇〇番地先(甲府昭和高校入口交差点)	五	南甲府	平四・八・六三三三号
-------	-------	--------------------------------	---	-----	------------

二、三九三	国道二〇号	中巨摩郡昭和町西条三、六〇〇番地先(甲府昭和高校入口交差点)	四	南甲府	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-------	-------	--------------------------------	---	-----	-----------------------

四、七四八	国道五一	南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三三	三	鵜沢	平成一四年八月
-------	------	-----------------	---	----	---------

二	七番地の一先(富士川大橋西)交差点	四	鵜沢	一日	告示第四一号
---	-------------------	---	----	----	--------

四、七四八	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三七番地の一先(富士川大橋西交差点)	四	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-------	-------------	---------------------------------	---	----	-----------------------

五、二〇二	国道一四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先(フルーツ公園入口交差点)	二	日下部	平成一九年一月二五日 告示第六号
-------	--------	----------------------------	---	-----	---------------------

五、二〇二	国道一四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先(フルーツ公園入口交差点)	二	日下部	平成一九年一月二五日 告示第六号
-------	--------	----------------------------	---	-----	---------------------

五、二〇三	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地一先(鵜沢病院入口交差点)	二	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-------	-------------	---------------------------	---	----	-----------------------

五、二〇四	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡鵜沢町一、〇八七番地一先(鵜沢中学校東交差点)	二	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-------	-------------	-----------------------------	---	----	-----------------------

五、二〇五	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡鵜沢町一、四六六番地一先(富士橋西詰交差点)	四	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
-------	-------------	----------------------------	---	----	-----------------------

五、二〇六	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村忍草一、五九三番地一先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点)	二	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
五、二〇七	国道二〇号(大月バイパス)	大月市駒橋二丁目五番一、二号先(駒橋交差点)	二	大月	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

に改める。  
別表第十四中

一、六 一〇	国道一四〇号(西関東連絡道路・本線)	甲府市桜井町一、〇六二番一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から笛吹市春日居町下岩下三〇三番地一先(下岩下ランプとの分岐点)までの両側	三、二二〇 ・五	自動車	六〇 ただし、異常気象時等(異象時における集中制御式可変標識による交通規制実施基準に該当する	甲府 平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
-----------	--------------------	---------------------------------------------------------------------------------	-------------	-----	---------------------------------------------------	-----------------------------------------

一、六 一〇	国道一四〇号(西関東連絡道路・本線)	甲府市桜井町一、〇六二番一三二地先(大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上下線の分岐点)から山梨市万力三三番地三先(万力ランプ分岐点)までの両側	五、六三〇 ・五	自動車	六〇 ただし、異常気象時等(異象時における集中制御式可変標識による交通規制実施基準に該当する	甲府 平成一九 年三月一 九日 告示第二 十七号	四〇 は、合 る場
-----------	--------------------	------------------------------------------------------------------------	-------------	-----	---------------------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------

を

一、六 四五	市道東 桂古川 渡線（ 中央道 側道）	都留市十日市場一 五二番地の三先か ら都留市つる五丁 目五番一先（つ る五丁目交差点） までの両側	二、五五〇	車両（ 原付・ けん引 を除く。）	四〇	都留	平成一九 年二月五 日 告示第九 号
一、六 四六	国道五 二号（ 甲西道 路）	南巨摩郡鯉沢町三 、三三四番地の二 先（国道五二号旧 道との分岐部）か ら南巨摩郡増穂町 青柳町一、〇三七 番地の一先（富士 川大橋西交差点） までの両側	三、〇〇〇	車両（ 原付・ けん引 を除く。）	五〇	鯉沢	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 四七	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ オンラ ンプ）	笛吹市春日居町下 岩下二九九番地先 （上り下岩下オン ランプ起点部）か ら笛吹市春日居町 下岩下無番地先（ 上り下岩下オンラ ンプ終了点部）ま で	二〇〇	自動車	四〇	日下	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 四八	国道一 四〇号	笛吹市春日居町下 岩下三六番地先（ ）	二四〇	自動車	四〇	日下	平成一九 年三月一 九日

一、六 四九	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ オフラ ンプ）	笛吹市春日居町上 岩下三三三番地先 （上り上岩下オフ ランプ起点部）か ら笛吹市春日居町 上岩下三〇六番地 先（上り上岩下オ フランプ終了点部） まで	一四〇	自動車	四〇	日下	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五〇	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ オンラ ンプ）	笛吹市春日居町上 岩下三〇三番地二 先（下り上岩下オ ンランプ起点部） から笛吹市春日居 町上岩下二九二番 地先（下り上岩下 オンランプ終了点 部）まで	二二七	自動車	四〇	日下	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五一	国道一 四〇号 （西関 東連絡 道路・ オンラ ンプ）	笛吹市春日居町上 岩下一八二番地二 先（上り上岩下オ ンランプ起点部） から笛吹市春日居 町上岩下一三七番 地先（上り上岩下 オンランプ終了点 部）まで	一六〇	自動車	四〇	日下	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号

一、六 五二	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	笛吹市春日居町上 岩下二一三番地一 先(下り上岩下オ フランプ起点部) から笛吹市春日居 町上岩下一九三番 地先(下り上岩下 オフランプ終点部 )まで	二四五	自動車	四〇	日下 部	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五三	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	山梨市万力二九五 番地先(上り万力 オフランプ起点部 )から山梨市万力 二三一番地三先(上 り万力オフランプ 終点部)まで	三〇一	自動車	四〇	日下 部	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五四	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ オフラ ンブ)	山梨市万力二三一 番地三先(下り万 力オフランプ起点 部)から山梨市万 力一五三番地一先 (下り万力オフラ ンブ終点部)まで	二三九	自動車	四〇	日下 部	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五五	国道一 四〇号	山梨市万力二三一 番地三先(万力ラ ンブ分岐点)から 山梨市万力一、〇 二二番地二先(フ ルーツ公園入口交 差点)までの両側	五六〇	車両(けん引を除く)	五〇	日下 部	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
一、六 五六	県道山 中湖忍 野富士	南都留郡忍野村忍 草一、五九三番地 一先(丁字路交差	四、二〇〇	車両(けん引)	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月一 九日

四五七	県道白 井河原 八田線	甲府市白井町一、九 四四番地一先(白井 河原橋北詰交差点) から笛吹市石和町砂 原八四番地先(砂原	一、四〇〇	車両	終日	南甲 府吹	平成一九 年一月二 五日 告示第六 号
四四五	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 本線)	甲府市桜井町一、〇 六二番一三二地先(大 蔵経寺山トンネル 甲府市側出入口上下 線の分岐点)から山 梨市万力二、二三一 番地三先(万力ラン ブ分岐点)までの両 側	五、六三〇 ・五	車両	終日	甲府 吹	平成一九 年三月一 九日 告示第二 七号
四四五	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路・ 本線)	甲府市桜井町一、〇 六二番一三二地先(大 蔵経寺山トンネル 甲府市側出入口上下 線の分岐点)から笛 吹市春日居町下岩下 三〇三番一地先(下 岩下ランプとの分岐 点)までの両側	三、二二〇 ・五	車両	終日	甲府 吹	平成一七 年一二月 一日 告示第一 〇五号
	吉田線	点)から富士吉田 市大明見七四七番 地先(砂原橋東交 差点)までの両側		を 除く			告示第二 七号

に改める。  
別表第十五中

交差点)までの両側

四四七	国道白井河原八田線	甲府市白井町一、九四四番地一先(白井河原橋北詰交差点)から笛吹市石和町砂原八四番地先(砂原交差点)までの両側	一、四〇〇	車両	終日	南甲府 笛吹	平成一九年一月二五日 告示第六号
四四八	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡鵜沢町三、三三四番地の二先(国道五二号旧道との分岐部)から南巨摩郡増穂町青柳町一、〇三七番地の二先(富士川大橋西交差点)までの両側	三、〇〇〇	車両	終日	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二七号
四四九	国道一四〇号	山梨市万力二三一番地三先(万力ランブ分岐点)から山梨市万力一、〇二二番地二先(フルーツ公園入口交差点)までの両側	五六〇	車両	終日	日下	平成一九年三月一九日 告示第二七号
四六〇	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村忍草一、五九三番地一先(丁字路交差点)から富士吉田市大明見七四七番地先(砂原橋東交差点)までの両側	四、二〇〇	車両	終日	日下	平成一九年三月一九日 告示第二七号

に改める。

別表第十六中

一一、一四二	市道	北杜市須玉町小倉二、六七〇番地先(北進車両)	葦崎	平成一九年二月五日 告示第九号
一一、一四一	市道	北杜市須玉町小倉二、六七〇番地先(北進車両)	葦崎	平成一九年二月五日 告示第九号
一一、一四二	市道若草四〇号線	南アルプス市下今井九〇五番地二先(県道南アルプス甲斐線との丁字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成一九年三月一九日 告示第二七号
一一、一四三	市道若草四〇号線	南アルプス市下今井一、一六七番地一先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	南アルプス	平成一九年三月一九日 告示第二七号
一一、一四四	市道若草四〇号線	南アルプス市鏡中條四、〇六七番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	南アルプス	平成一九年三月一九日 告示第二七号
一一、一四五	町道	南巨摩郡鵜沢町一、四六六番地先(県道市川三郷鵜沢線との交差点・南進車両)	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二七号
一一、一四六	国道五二号	南巨摩郡鵜沢町三、三七三番地の七先(国道五二号旧道と国道五二号甲西道路との丁字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二七号
一一、一四七	町道青柳一号線	南巨摩郡鵜沢町一〇五番地先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成一九年三月一九日 告示第二七号

を

一一、一四八	町道青柳一号線	南巨摩郡鯉沢町一〇五番地先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・西進車両)	鯉沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一四九	町道青柳一号線	南巨摩郡増穂町青柳町八六五番地一先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・東進車両)	鯉沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五〇	町道青柳一号線	南巨摩郡増穂町青柳町一、七四三番地一先(国道五二号甲西道路との十字路交差点・西進車両)	鯉沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五一	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り下岩下才フランプ終点部)	笛吹市春日居町下岩下二九六番地先(西進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五二	国道一四〇号(西関東連絡道路・上り下岩下才フランプ左折導流部)	笛吹市春日居町下岩下二九九番地先(左折導流部・南進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五三	国道一四〇号	笛吹市春日居町上岩下三〇六番地先(東進車両)	日下部	平成一九年三月一九日

一一、一五四	国道一四〇号(西関東連絡道路・下り上岩下才フランプ終点部)	笛吹市春日居町上岩下一九三番地先(西進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五五	市道	山梨市万力八五〇番地一先(南進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五六	市道	山梨市万力八八五番地先(北進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五七	市道	山梨市万力二〇四番地先(西進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五八	市道	山梨市万力七五四番地二先(東進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一五九	市道	山梨市万力七五〇番地一先(西進車両)	日下部	平成一九年三月一九日

一一、一六〇	市道	山梨市万力二二八番地一先(東進車両)	日下部	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六一	県道山中湖忍野富士吉田線	南都留郡忍野村忍草一、五九三番地一先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六二	市道大割線	南都留郡忍野村忍草一、五八九番地二先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六三	市道大割線	南都留郡忍野村忍草一、六一三番地一先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六四	農免農道幹線一号线	南都留郡忍野村忍草一、八二二番地一先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点・東進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六五	農免農道幹線一号线	南都留郡忍野村忍草六三九番地一先(県道山中湖忍野富士吉田線との丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六六	施設内通路	富士吉田市新西原五丁目五、五九七番地四先(温泉施設内通路と県道との丁字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

一一、一六七	市道	上野原市上野原三九三番地四先(エビ沢橋北詰交差点・北進車両)	上野原	平成一九年三月一九日 告示第二十七号
一一、一六八	市道	上野原市上野原二、二九七番地二先(中原橋北詰交差点・西進車両)	上野原	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

に改める。  
別表第十七中

一一、三四三	国道二〇号(大月バイパス)	大月市大月二丁目一〇番一、二号先(都留高校南交差点)から大月市駒橋二丁目五番五号先(駒橋交差点)までの両側	一、七〇〇	車両	終日	大月	平成一九年一月二六日 告示第一〇七号
一一、三四四	国道五二号(甲西道路)	南巨摩郡鯉沢町三、三三四番地の二先(国道五二号旧道との分岐部)から南巨摩郡増穂町青柳	三、〇〇〇	車両	終日	鯉沢	平成一九年三月一九日 告示第二十七号

一、三四五	国道一四〇号	山梨市万力二三番地三先(万力ランプ分岐点)から山梨市万力一、〇二二番地二先(フルーツ公園入口交差点)までの両側	五六〇	車両	終日	日下部	平成一九年三月一日
							告示第二七号

に改める。  
別表第十九中

一七八	市道御坂一三	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地三先(一宮御坂IC南交差点)から笛吹市御坂町栗合一八三番地先(栗合交差点)までの両側歩道(一、五〇〇メートル)	笛吹	平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号
-----	--------	-------------------------------------------------------------------------	----	-------------	---------

を

一七八	市道御坂一三	笛吹市御坂町金川原一、一五四番地三先(一宮御坂IC南交差点)から笛吹市御坂町栗合一八三番地先(栗合交差点)までの両側歩道(一、五〇〇メートル)	笛吹	平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号
一七九	県道葎崎南アルプス中央線(旭バイパス)	葎崎市神山町北宮地三八一番地先(武田八幡宮入口交差点)から葎崎市旭町上條南割二、九六一番地先(旧県道葎崎南アルプス中央線との交差点)までの両側歩道(四、八〇〇メートル)	葎崎	平成一九年三月一日	告示第二七号

に改める。

別表第二十三中

二三	国道二〇号	中巨摩郡竜王町竜王一、四四七番地の一先(竜王立体東側)から東山梨郡勝沼町勝沼二、二六二番地先(柏尾交差点)までの上下線二、五〇〇メートルの区間	上下各線(二)の間	同区間のうち、道路標識及び道路標示	竜王駅入口交差点(上下)線各三	車両	南甲府	平成一四年四月四日
							府和	告示第一八号
							塩山	

等学校  
 入口交  
 差点(上  
 下線  
 各三五  
 メート  
 ル)国母  
 交差点  
 (上下  
 線各五  
 ○メー  
 トル)市  
 場南入  
 口交差  
 点(上下  
 線各五  
 ○メー  
 トル)中  
 小河原  
 交差点  
 (上下  
 線各五  
 ○メー  
 トル)上  
 町交差  
 点(上下  
 線各三  
 メー  
 トル)小  
 瀬スポ  
 ーツ公  
 園入口  
 交

差点(上  
 下線  
 五〇メ  
 ー上り  
 線)五  
 〇メ  
 ー上り  
 線)及  
 び下  
 り線  
 三  
 メー  
 トル)増  
 坪交差  
 点(上下  
 線各五  
 ○メー  
 トル)蓬  
 沢交差  
 点(上下  
 線各三  
 メー  
 トル)西  
 高橋交  
 差点(上  
 下線各  
 三五メ  
 ー上り  
 線)上  
 阿原交  
 差点(上  
 り線三  
 メー  
 トル)都  
 計道交  
 差点(下  
 り線五



向別区  
分によ  
る。

トール) 東小学 校入口 交差点 (上下) 線各三  
トール) 富竹 新田第 一交差 点(上 下線各 三五メ  
トール) 甲府 昭和高 等学校 入口交 差点( 上下線 各三五  
トール) 国母 交差点 (上下 線各五  
トール) 市場 南入口 交差点 (上下 線各五  
トール) 線各五

トール) 中小 河原交 差点( 上下線 各五〇  
トール) 上町 交差点 (上下 線各三  
トール) 小瀬 スポー ツ公園 入口交 差点( 上り線 五〇メ  
トール) 及び下 五メー トル) 増坪 交差点 (上下 線各五  
トール) 蓬沢 交差点 (上下 線各三

五メー トル) 橋交差 点(上 下線各 三五メー トル 上阿 原交差 点(上 線三 五メー トル) 道交差 点(下 線五 〇メー トル) 二交差 点(上 下線各 五〇メー トル) 向町 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 広瀬 交差点 (上り

線四〇 五メー トル) 下り線 三〇メー トル 四日 市場西 交差点 (上り 線三五 五メー トル) 下り線 五〇メー トル) 市場交 差点( 上下線 各三五 五メー トル) 石和 橋西交 差点( 上下線 各三〇 五メー トル) ②都計 道交差 点東側 から上 り線五

